

○農林水産省
環境省 令第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第四条第二号、第二十四条の三第一項及び第二十九条の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十七日

農林水産大臣 金子原二郎

環境大臣 山口 壯

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年 農林水産省 令第
環境省 令第

二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよう
うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（飼養等の禁止の適用除外） 第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。 一〇十七 （略） 十八 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。 十九・二十 （略）	（飼養等の禁止の適用除外） 第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。 一〇十七 （略） 十八 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業について食品衛生法第五十二条第一項の許可を受けた者が、食用に供するために、特定飼養等施設とともに譲り受け、当該施設内において保管をするものであること。 十九・二十 （略）

(法第十三条第四項の証明書の様式)

第十七条 法第十三条第四項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(消毒又は廃棄後の通知)

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第二項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、様式第五による証明書を交付しなければならない。

(消毒又は廃棄の基準)

第二十九条の四 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類の応じ、可能な限り速やかに、かつ、確実に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び *Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に

(法第十三条第三項の証明書の様式)

第十七条 法第十三条第三項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(消毒又は廃棄後の通知)

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第二項の規定により、輸入品等を消毒したため当該輸入品等を著しく毀損したとき又は輸入品等を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、様式第五による証明書を交付しなければならない。

(消毒又は廃棄の基準)

第二十九条の四 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、可能な限り速やかに、かつ、確実に当該特定外来生物等を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

(権限の委任)

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、*Lepomis macrochirus*（ブルーギル）、*Micropterus dolomieu*（コクチバス）及び *Micropterus salmoides*（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に

掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第六号まで、第八号、第九号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第十号、第十八号及び第十九号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四 （略）

五 法第十一条第一項に規定する権限

六 法第十三条第一項から第三項までに規定する権限

七～十九 （略）

（略）

掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第五号まで、第七号、第八号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第九号、第十七号及び第十八号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四 （略）

（新規）

五 法第十三条第一項及び第二項に規定する権限

六～十八 （略）

（略）

様式第四 (第十七条関係)

(表)		(裏)	
第 号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第4項の規定による身分証明書	第 号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第3項の規定による身分証明書
写真	職名及び氏名 生年月日 年 月 日 発行	写真	官職及び氏名 生年月日 年 月 日 発行
主 務 大 臣 印		主 務 大 臣 印	
		備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。	

様式第四 (第十七条関係)

(表)		(裏)	
第 号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第3項の規定による身分証明書	第 号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第13条第4項の規定による身分証明書
写真	官職及び氏名 生年月日 年 月 日 発行	写真	職名及び氏名 生年月日 年 月 日 発行
主 務 大 臣 印		主 務 大 臣 印	
		備考 この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格A6とする。	

様式第五 (第二十九条の二関係)

第 号 年 月 日	
殿	
主 務 大 臣 印	
(消毒・廃棄) 証明書	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号) 第24条の2第2項の規定により (消毒・廃棄) したことを証明する。	
(消毒・廃棄) の概要	
積載船 (機) 名・ 入港年月日	
輸入品等 の種類・名称・産地	
は廃棄又 は数量	
行う場合	
荷受人住所氏名	
荷受人住所氏名	
土地若し は施設又 は施設の 場所	(消毒・廃棄) の
場合	
(消毒・廃棄) の年月日	
(消毒・廃棄) の理由	
(消毒・廃棄) の方法	

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第五 (第二十九条の二関係)

第 号 年 月 日	
殿	
主 務 大 臣 印	
(消毒・廃棄) 証明書	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号) 第24条の2第2項の規定により (消毒・廃棄) したことを証明する。	
(消毒・廃棄) の概要	
積載船 (機) 名・ 入港年月日	
種類・名称・産地	
相数・数量	
荷受人住所氏名	
荷受人住所氏名	
(消毒・廃棄) の年月 日	
(消毒・廃棄) の理由	
(消毒・廃棄) の方法	

備考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第六 (第二十九条の三関係)

第 号
年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

(消毒・廃棄) 命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号)
第24条の2第2項の規定により、下記のとおり (消毒・廃棄) することを命ずる。

命令の概要

積載船 (機) 名・ 入港年月日	
輸入品等の 種類・名称・産地	
消毒又は廃 棄を命ずる 箱数・数量	
場合	
荷送人住所氏名	
荷受人住所氏名	
(消毒・廃棄) すべき理由	
(消毒・廃棄) すべき期限	
(消毒・廃棄) の場所及び方法	
その他	

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

様式第六 (第二十九条の三関係)

第 号
年 月 日

殿

主 務 大 臣 印

(消毒・廃棄) 命令書

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号)
第24条の2第2項の規定により、下記のとおり (消毒・廃棄) することを命ずる。

命令の概要

積載船 (機) 名 ・入港年月日	
種類・名称・産地	
箱数・数量	
荷送人住所氏名	
荷受人住所氏名	
(消毒・廃棄) すべき 理由	
(消毒・廃棄) すべき 期限	
(消毒・廃棄) の場所 及び方法	
その他	

備考 この命令書の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。